

おかやま労働安全 衛生センター

2025年5月26日 第33号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

第14回定期総会の開催！

おかやま労働安全衛生センター第14回総会を5月11日、14時から岡山市勤労者福祉センターで開催しました。

総会は寺元副所長が開会の挨拶を行い、議長に岡田委員を選出し、平方所長が挨拶を行いました。

来賓として大塚県議会議員から祝辞の挨拶を頂きました。

その後、足田事務局次長から2024年度経過報告を提案、後藤運営委員(会計担当)から2024年度会計報告を提案、久世会計監査員より監査報告を受け、質疑・討論後賛成多数で原案が承認されました。

続いて、足田事務局次長から2025年度活動方針(案)を提案、後藤運営委員(会計担当)から2025年度予算(案)を提案し、質疑・討論後賛成多数で原案が決定されました。その後、足田事務局次長から新役員の提案があり原案通り可決されました。

その後、総会宣言(案)を滝口運営委員から提案され、満場の拍手で承認され、最後に室運営委員から閉会の挨拶をうけ、団結がんばろうを三唱して総会を終えました。

総会后、特別講演として奥津弁護士(顧問)を招いて、「アスベスト訴訟の現状」と題して、泉南型国賠、建設国賠や造船労働者の国賠訴訟、建設メーカー訴訟での全国の動向、そして岡山・香川の進行状況の説明がありました。

今総会を通して、後継者問題、会員拡大問題がこれからの大きな課題です。そうした中で、アスベストをはじめ、ハラスメント問題など遺族、被害者の相談に寄り添った対応や法廷闘争の支援をすることが必要です。

この一年間、役員一同頑張りますので会員の皆様のご支援ご協力をお願い致します。

(所長、平方健一)



【主な経過】

- 4月23日 第12回運営委員会 13：30～
- 4月30日 議案書 印刷・製本 10：00～
- 5月11日 第14回定期総会 14：00～
- 5月12日 アスベスト弁護団会議 10：00～
- 5月20日 建材メーカー第14回公判 13：30～



アスベスト被害救済裁判 国の運用と異なる判断 大阪高裁

アスベストを扱う工場で働き、じん肺を患ったとして元労働者の遺族が国に損害賠償を求めた裁判で、大阪高裁は1審とは逆に遺族の訴えを認め国に賠償を命じた。

賠償を求める権利がなくなる「除斥期間」が争点となり、判決では「行政が被害を認定した時」が起算点になるとして、現在、国が示している救済の運用とは異なる判断が示された。

アスベストを扱う工場でおおよそ8年間働いていた兵庫県尼崎市の男性は、1999年にじん肺と診断され、2000年の5月に労働局から健康被害と認定された。

男性側は2020年に、国におおよそ600万円の損害賠償を求める訴えを起こしたが、死亡したため遺族が裁判を引き継いでいる。

裁判では、20年が過ぎると賠償を求める権利がなくなる「除斥期間」の起算点が争点となり、遺族は「行政が健康被害を認定した時」と主張したのに対して、国はこれよりも早い「医師の診断日」として権利は消滅していると主張し、訴えを退けるよう求めていた。

1審は国の主張を認め、除斥期間が過ぎているとして訴えを退け、遺族が控訴していた。

4月17日の判決で大阪高裁の裁判長は「じん肺は病状がどの程度進行するのか、固定するのかすらも現在の医学では確定できず、病気にかかった事実は行政の決定がなければ認めがたい」として「行政が被害を認定した時」が起算点になると判断し、1審とは逆に遺族の訴えを認めた。

アスベスト被害の救済をめぐるっては、国は一定の要件を満たした当事者と和解し、その際の除斥期間の起算点を2019年に「被害の発症が認められる時」に変更していて、今回の判決では国が示している救済の運用とは異なる判断が示された。

アスベスト健康被害も労災の対象

アスベスト健康被害は、空中に飛散したアスベスト（石綿）の繊維を吸い込むことによって石綿肺や肺がんなどの疾病を発症することをいう。

過去には、多くの工場、建設現場で適切な対応がなされないままアスベストを扱う業務が行われていた。そのような現場で労働に従事していた多くの方が、長い潜伏期間を経てアスベスト健康被害を生じ、現在も苦しんでいる。

アスベスト健康被害で労災保険給付を受けるための認定基準と申請方法、さらには労災保険以外にも申請できる可能性がある救済制度や補償について。

1. アスベスト健康被害と労災保険の関係

アスベスト健康被害は、労災保険の対象となるのか。また、対象となる場合は、どのような基準を満たせば労災保険給付を受け取ることができるのか。

(1) アスベスト健康被害も労災保険の対象となり得る

労災保険給付は、業務を原因とする負傷、疾病、障害または死亡という「業務災害」を被った労働者およびその遺族に対して支払われる。

業務災害のうち、業務と相当因果関係があり発症した疾病のことを「業務上疾病」という。アスベスト健康被害も、業務との相当因果関係が認められる場合は、「業務上疾病」に該当するので労災保険の対象となる。

なお、労災保険給付の対象になるのは、基本的には労災保険の適用される事業場に雇われていた労働者である。ただし、一人親方といった個人事業主の方でも、労災に特別加入していれば対象になる。

(2) 労災保険給付の対象条件

アスベスト健康被害が労災保険給付の対象として認められるためには、次の3つの条件をすべて満たす必要がある。

- 石綿ばく露作業に従事していたこと
- 対象疾病を発症したこと
- 疾病ごとの労災認定基準を満たすこと

石綿ばく露作業

石綿ばく露作業とは、厚生労働省が次のように定めている作業を指す。

- ①石綿鉱山またはその附属施設において行う石綿を含有する鉱石または岩石の採掘、搬出または粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ②倉庫内などにおける石綿原料などの袋詰めまたは運搬作業
- ③石綿製品の製造工程における作業
- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業
- ⑥石綿製品の切断などの加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設などの補修または解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）など）などの取り扱い作業

これらのほか、上記作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業や上記作業の周辺などにおいて、間接的なばく露を受ける作業も該当する。

対象の疾病

対象疾病とは、アスベストとの関連が明らかに認められている疾病のことで、具体的には5つの疾病が該当する。

○石綿肺 ○中皮腫 ○肺がん ○良性石綿胸水 ○びまん性胸膜肥厚

労災の認定基準

労災の認定基準は疾病ごとに異なり、細かい基準が設けられている。なお、これらの認定基準を満たさない場合でも、病状や石綿へのばく露状況などを総合的に考慮して業務上疾病と認定される可能性がある。

【石綿肺】

- じん肺管理区分に基づく管理4のもの
- 管理2、管理3、管理4で肺結核等の一定の疾病を合併したもの

【中皮腫】

- 胸膜、腹膜、心膜または精巣鞘膜の中皮腫で、次のいずれかに該当するもの
- 胸部エックス線写真で第1型以上の石綿肺所見がある。石綿ばく露作業従事期間が1年以上

【肺がん】

- 原発性肺がん（他の部位から肺に転移したがんではないもの）で、次のいずれかに該当するもの
- 石綿肺に関する一定の所見がある
- 胸膜プラーク所見があり、かつ、石綿ばく露作業従事期間10年以上
- 広範囲の胸膜プラーク所見があり、かつ、石綿ばく露作業従事期間1年以上
- 石綿小体または石綿繊維の所見があり、かつ、石綿ばく露作業従事期間1年以上
- びまん性胸膜肥厚に併発したもの
- 特定の石綿ばく露作業に従事し、かつ、石綿ばく露作業従事期間5年以上

【良性石綿胸水】

- 労働基準監督署長が厚生労働本省と協議して判断する

【びまん性胸膜肥厚】（次の3つすべてに該当するもの）

- 石綿ばく露作業従事期間3年以上
- 著しい呼吸機能障害がある
- 肥厚の広がりがある一定の基準に達している

※次号に続く

【当面する取り組み】

- 6月4日 第1回運営委員会 13:30～
- 6月27日 中皮腫を治せる病気へ！アスベスト健康被害の格差と隙間のない補償を求める省庁交渉 14:00～
- 7月30日 建材メーカー第15回公判 13:30～

※前号（32号）総会の案内で、2015年度の運動方針となっていましたが、2025年度の間違いでした。訂正して、お詫びいたします。